

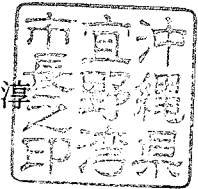


宜野湾市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定及び宜野湾市財務規則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 8 号）第 49 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



記

1. 委託先

名 称 地方公共団体情報システム機構

所在地 東京都千代田区一番町 25 番地

2. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 委託事務

(1) 住民基本台帳交付手数料の収納事務

(2) 印鑑証明交付手数料の収納事務

(3) 所得証明交付手数料の収納事務

(4) 戸籍謄抄本交付手数料の収納事務

(5) 戸籍附票交付手数料の収納事務

4. 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

5. 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日